

平成18年度定期監査に対する意見

独立行政法人通則法第19条第4項及び第5項の規定に基づき、独立行政法人文化財研究所の平成18年度財務諸表、事業報告書及び決算報告書を監査した結果、正確妥当であることを認めます。

平成19年6月29日

独立行政法人国立文化財機構監事 雪山 行二 ㊟

独立行政法人国立文化財機構監事 篠原 啓慶 ㊟